

## 国際的で魅力ある次世代の建築職能人材の育成に向けた提言

2025年5月14日

公益社団法人 日本建築士会連合会  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
公益社団法人 日本建築家協会  
一般社団法人 日本建設業連合会  
一般社団法人 日本建築学会

1992年、建築設計関係4団体の会長が率直に意見交換を行う場として4団体会長懇談会が設置され、1993年には日本建築学会も加わり、5会会長会議として今日まで開催が続けられている。2022年8月の五会会長会議において日本建築学会より「建築分野の国際教育に関してーアジアでの国際競争に負けないための対策が急務ー」と題する報告を行ったのを受けて、2023年4月に五会から選出された委員により産学連携建築教育懇談会を設置し、主に以下の検討テーマについて、情報共有や意見交換を進めてきた。

- (1) 日本のアーキテクト資格<sup>注1)</sup> システムの国際的信用性の向上、および、特に資格システムの教育要件となる建築教育のあり方やその国際通用性の向上のための方策について
- (2) 次世代専門職能人材の育成に向けた建築教育の学修期間と産業界の就業期間との接続のあり方について、特に学修期間中に行われる就職活動(インターンシップを含む)や資格取得のための準備活動のあり方や今後の改善の方向性について

国内では、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少が進む一方で、国外ではグローバル化の進展に伴い、国境を超えた人・モノ・サービスの移動が加速している。このような状況下において、国内の建築学生が卒業後、海外でも活躍できる環境を少しでも広げること、そして海外で建築を学んだ人材が、日本国内でも広く活躍できる環境を整えることが、次世代の人材にとって建築に関わる職能が魅力的であり続けるために必要と考えている。そのためには産学双方の関係諸団体が連携して戦略的に取り組むべきいくつかの喫緊の課題があると考えられる。本提言では、それらの課題に関する提言を以下に表明するものである。

### 1. 国際化対応へ向けた関係諸団体の一層の連携強化について

グローバル化の進展に伴い国際通用性の重要性が増加する状況下で、アジアを中心とした海外での競争に負けないようにするためには、国際化への対応は喫緊の課題であり、これらは関係団体が一丸となって対応すべき課題である。日本では、歴史的な経緯から建築設計に関わる団体が複数あるが、決して各団体の会員加入率も高いとはいえず、職能に関する十分な領域代表性を伴うかたちで、国際的なプレゼンスを十分に発揮しているとはいえない<sup>注2)</sup>。よって、

注1) 建築技術教育普及センター(JAEIC)の「建築士法英訳(2024年1月版)」では建築士を“Architect and Building Engineer”と、「建築士制度の概要」では“Kenchikushi: Architect / Building Engineers in Japan”と表記している。日本の建築士制度が、その歴史的経緯や発展経緯から、資格の教育要件を提供する教育プログラムの構成や位置付けなども含めて、欧米のシステムとの相違がある。そのため、欧米のArchitect(建築家)資格を相対化しつつ、日本の建築士資格を包含する概念として、ここでは「アーキテクト資格」という呼称を用いている。

注2) 国際建築家連合(International Union of Architects; UIA)やアジア建築家評議会(Architects Regional Council Asia; ARCASIA)には日本建築家協会(JIA)が日本を代表して加盟している。これらの国際団体の加盟機関には、王立英国建築家協会(Royal Institute of British Architects; RIBA)のように職能団体のみならず、学協会としての機能を持ち教育認定(Validation/ Accreditation)を提供している団体も含まれるため、これらの国際団体の教育委員会等には日本建築学会

今後の生産年齢人口の減少に伴って人的資源が分散してしまわないよう、国際化対応へ向けて関係諸団体が連携して一丸となって取り組むことが重要である。

## 2. 日本の建築界および専門職能の魅力の維持・発展について

今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少が本格的に進行する時代において、日本の建築界およびそこで働く専門職能が、将来にわたり魅力的であり続けることは、そこを目指す次世代の人材を確保するために重要なテーマである。高度成長期に確立された業務のあり方や働き方は現在曲がり角に直面しており、その一部の業態は必ずしも若い世代には魅力的と映っていないケースもあると懸念される。一方で、近年の社会ニーズの変化を反映して、ストック重視やソフト面との融合などの新しい業務内容も生じており、それに対応すべく新しい知識や技術を提供する専門職能像やビジネスモデルの拡張も期待されている。例えば、AI（人工知能）やデジタル端末などの新しい技術を専門職能の拡張に取り込んでいくことも考えられる。一方で、日本の建築士制度は、アーキテクトとエンジニアを包括した資格として発展しており、その資格システムの一部を担う建築教育がホーリスティック（holistic: 全体的）な基盤を提供しているという特徴がある。そのような特徴は、そこで育成される次世代の人材が将来に産業界で活躍するために、独自の強みを発揮できる点を含むと考えられる。よって、今後拡張される活躍の場の広がりやそこでの多様な領域との共創のあり方を意識して、そして、独自の歴史や文化を持ち、災害大国でもある日本の特性を反映したかたちで、日本の建築界および専門職能の将来への魅力を構想していく必要がある。例えば、デジタルデータを利用した環境シミュレーションや災害予測などを海外での専門的支援として活用していくことも考えられる。また、報酬等の経済的条件に加えて、専門職能像への社会的認知等も含めて、その魅力が維持・発展していけるよう、さらに、その魅力を幅広く継続的に発信・広報していけるように、関係諸団体が連携して一丸となって取り組むことが重要である。

## 3. 一級建築士資格制度の将来像について

一級建築士資格に代表されるアーキテクト資格は、各々の国や地域において建築設計に関わる業務独占を可能とする資格である。その資格制度の成立や推移については、国や地域により異なる背景を持つため、グローバル化によるサービスの移動が行われる場合に際しても、資格自体の相互認証等を実現するのは容易とはいえない<sup>注3)</sup>。しかし、建築設計に関わるサービスが国や地域の境界を超えて提供される現代においては、他の国や地域のアーキテクト資格所持者との間で、本質的に同等の資格を保持していると相互に認識されることによる国際的な

---

(AIJ)が委員派遣などの協力をしている。また、例えば、韓国では、韓国建築家協会(Korean Institute of Architects; KIA)がUIAの、大韓建築士協会(Korea Institute of Registered Architects; KIRA)がARCASIAの加盟団体となっているため、これら2団体が連合会(Federation of Institutes of Korean Architects; FIKA)を組織して、対外的には一体的な対応が取れるように国際化対応に当たっている。

注3) 米国やカナダの間、米国や英国の間などでアーキテクト資格の相互認証に関わる2国間協定が締結されている例は存在するが、資格自体の相互認証を実現した例はまだ限定的である。UIAの職能実務委員会(Professional Practice Commission; PPC)による「建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関するUIA協定(UIA Accord on Recommended International Standards of Professionalism in Architectural Practice/略称: UIA国際建築職能基準協定)」は単に職能基準を示すもので、資格相互認証は対象としていない。APECアーキテクトも、まだ多国間の資格の相互認証の実現には至っていない。

信用性の獲得は、今後、日本の建築学生が、卒業後に国内外を問わず活躍できる可能性を広げていくために重要な要件となる。一級建築士制度は、アーキテクトとエンジニアを包括した資格として、その資格取得に関わる各要件についてもホリスティック (holistic: 全体的) なものとして発展してきたという経緯があり、現状では、必ずしも欧米の建築家資格と直接的に比較対照可能な資格の枠組みとはなっておらず、国際的な信用性の獲得が十分ではない<sup>注4)</sup>。従って一級建築士資格は、アーキテクトとエンジニアを包括したベースとなる資格<sup>注5)</sup>として維持されるとともに、今後は、国内の生産年齢人口の減少や国外のグローバル化の進展など双方の時代のニーズに的確に対応できるように、UIAで採択された国際建築職能基準協定などに照らして国際的な信用性を増進するための対応方策<sup>注6)</sup>について、検討を行っていく必要があると考えられる。

#### 4. 建築教育と産業界での実務との接続のあり方について

大学における近年の学生の就職活動の実態を見ると、修士1年・学部3年の夏休みにインターンシップに参加し、秋から春休みにかけて応募して、選考を受け、合格者に「内々定」として事実上の採用の約束が口頭で交わされる。その後、これを文書等で正式に取り交わす「内定」が、政府の要請<sup>注7)</sup>に従って形式的に10月1日以降に行われるという経過を辿ることが多い。多くの学生がこの時期に就職活動に集中し、学業が疎かになる状況について、大学の建築教育界からは、教育の空洞化を招き、将来、建築界で活躍が期待される人材の育成に深刻な影響をもたらす可能性があるとして懸念が表明されている<sup>注8)</sup>。

この時期までに一定期間建築を学んできた修士1年生の中には、明確な将来展望をもち、早

---

注4) 構造設計分野、および設備設計分野は、一級建築士資格に追加して取得可能な専門資格として、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士という専門的なエンジニアリング資格が設定されている。しかし、現時点では、建築設計統括に特化した専門資格は設定されていない。UIA国際建築職能基準協定で示す職能範囲には意匠設計のみではなく、建築プロジェクトの適切な運営や調整業務も含まれ、設計内容を確実に実現するための職能も含まれている。よって、日本の建築士制度は、欧米のアーキテクト資格と本質的に同等なものとして説明できる、国際的な信頼性を獲得する水準に到達するためには、課題が残っている。また、UIA国際建築職能基準協定の制定を受けて、日本建築家協会の登録建築家制度や日本建築士会連合会の専攻建築士制度が設けられたが、現時点では民間の資格制度に留まっている。

注5) 建築士資格は、必ずしも設計分野の業務に従事する者だけにとつて必要なものではなく、災害大国日本においては、多くの建設業従事者にとつても必要なものと考えられる。よって、現状から継続性を持って、建築施工に従事する者やその他行政や教育に従事する者も含めて取得する資格と位置付け、その包括的な枠組みを維持することには、一定のメリットがあると考えられる。よって、事務所としての建築士の業務形態のあり方も含めて、今後の展望を構想していく必要がある。なお、本節では国際的な信用性の増進などを中心的に扱っているため、一級建築士資格を中心とした議論を行なって記述しているが、建築士資格は、二級建築士や木造建築士等を含むかたちで建築士法で規定されているため、総体的な視点からの議論が必要であることは言うまでもない。

注6) UIA国際建築職能基準協定などに照らして、通常的设计業務に加えて、欧米で求められるような建築設計に必要な実務(設計委託契約の実施方法、設計料の決め方、どの様なツール(ex.BIM)を使うか等の判断、プロジェクトの進め方の判断等)について、適切な対応を行うための専門職能領域を設定し、それらを担当する国際的な信用性を兼ね備えたアーキテクト資格を国家資格として新たに追加することも選択肢の一つと考えられる。

注7) 毎年、政府より発出される「〇〇年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」では、広報活動開始を卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始を卒業・修了年度の6月1日以降、正式な内定日を卒業・修了年度の10月1日以降とされている。

注8) 日本建築学会および全国建築系大学教育連絡協議会では、このような就職活動の早期化と長期化について、学修・研究活動に深刻な支障をきたし、ひいては次世代育成に悪影響をもたらすものとして、強い憂慮の念を表明しており、これまでにその改善を求める「就職活動時期・選考時期に関する要望」を継続的に発出してきている。

く就職先を決めて学業や研究に専念したいと考える学生も一定程度含まれている。しかし、一方で、学部 3 年生はまだ学修の途上にある段階であり、海外を含め他の大学の学部から進学した修士 1 年生は新たな環境での学修を始めて間もない時点である。よって、現行の就職活動の開始時期では、卒業後の自分の進路について熟度を持って考える状況でないことも多い。企業が採用活動を始める中で、学生たちも乗り遅れまいとして就職活動を始めることとなるが、結果として一定程度の学生の就職活動は長期化するという現象が生じている。そして、在学中に経験できたかもしれない留学や特色ある教育プログラム等への参加など、20 代前半の時期に貴重な経験を積む機会を逸失してしまっているという懸念があり、次世代人材の健全な育成に影を落としていると考えられる。また、企業にとっても、早期に集中して採用選考を行うことになるために、学生たちが就職活動時期から卒業・終了までの残りの 1 年から 1 年半の間に、一生懸命学び、成長した状態を確認することなく採用判断をせざるを得ず、学生たちにも学びへのインセンティブを与えられていない。これは双方にとって大きな機会損失と考えられる。

以上のように、現在の学生の状況やニーズはさまざまであるが、それに対して、従来からの単様な就職活動のスタイルはうまくかみ合っておらず、政府の要請と企業の採用活動の実態が乖離しているところに、この問題の根本的な原因がある。そして、このような状況が継続することは、中長期的には建築界を担う次世代人材の育成を阻害する要因となる懸念がある。

今後、少子化が急速に進む我が国において建築業界が持続的に発展していくためには、新卒の通年採用、インターン、中途採用やプロジェクトごとの採用などキャリアパスの選択肢を拡充して採用の間口を広げ、次世代を担う人材をしっかりと確保し、育成していく必要がある。よって、このような状況を改善すべく、大学や大学院での建築教育と産業界での実務との接続のあり方については、関係諸団体の間で中長期的視点に立って、現状の課題解決に向けた次世代人材の育成のための議論を進める必要がある。特に、学生が学業や研究と将来の進路選択を適切に両立できるようにするために、当事者間で一方的な要請を表明するだけでなく、相互の緊密な対話を進め、改善を図っていくことが必要である。そして、企業と学生が多層的な接点を作って人材発掘を行ったり、多様な採用形態を導入して一定の時期に捉われない採用活動を行うなど、現在の就職活動のスタイルを見直していくことも重要と考えられる。さらに、大学と企業の連携、相互協力だけでなく、政府も一緒に真剣に解決策を考え、実行することが必要である。上記のように中長期的視点に立って、時代のニーズに合った多様なキャリアパスが提供され、大学や大学院での学びや経験を実質化した上で、産業界に人材を送り出せるように、一丸となって対策を進めていく必要がある。

就職活動の早期化に加えて、2018 年の建築士法改正により、実務経験が受験要件から 免許登録要件に変更されたことに伴い、建築士試験の受験機会が早期化し、学部卒業の翌年から受験可能となっている。このため近年は在学中の大学院生も多く建築士試験を受験するという状況が生まれている。結果として、上記の就職活動の早期化・長期化に加えて、就職活動を終えた大学院生が建築士試験の受験準備に注力する状況が生まれている。そして、これらが複合した結果として、大学院教育の空洞化が生じていることが懸念されている<sup>注9)</sup>。これらの影響に

---

注9) 日本建築学会では、2018 年 9 月 25 日に「「建築士資格制度の改善に関する共同提案」に対する日本建築学会からの意見」を表明し、大学における教育への影響の憂慮や大学院の予備校化について懸念を表明している。その後の状況

については、まず前回の建築士法改正の際に提示された建築士人材の継続的かつ安定的な確保という目的が達成されたのかについて、しっかり検証を行うべきである。そして、必要であれば、教育要件と実務経験の関係をより適切なものとするための検討を行うべきと考える。

また、近年の一級建築士試験の動向においては、出題内容が実際の実務から乖離しており、職能資格として本来求められるべき知識や技術とは異なる特殊で難解な内容のものとなっているという懸念がある。そして、限られた受験機会において上位一定数に入らなければ合格できないという試験形式の特性も相まって、結果として、実務とは別に受験に特化した特殊な勉強を行わなければ建築士試験に合格することが難しいとの認識が、一般化しつつある。よって、将来の一級建築士試験の改変に向けては、現状の課題をしっかりと把握した上で、中長期的な次世代人材育成の方向性と整合するかたちで改善を行うことが重要である<sup>注10)</sup>。そして、その機会を活用して、実務の実態と整合した適切な内容や形式のものとし、かつ適切な水準の難易度のものとなるよう改善を図っていく必要がある。

## 5. 建築教育の国際通用性向上について

UNESCO-UIA 建築教育憲章に準拠した建築教育は各国で実施されており、多くの国や地域では、教育認定 (Accreditation/Validation) がなされた建築教育プログラムの修了が、アーキテクト資格の教育要件として位置付けられている。日本では、日本技術者教育認定機構 (JABEE) が、2019 年に UNESCO-UIA 建築教育憲章に準拠した建築教育の本質的同等性を相互認証する「キャンベラ協定」に正式加盟したが、一級建築士の教育要件との関連付けは限定的なこともあり、建築系学士修士認定の受審校はまだ極めて少ない状況に留まっている<sup>注11)</sup>。

キャンベラ協定は、教育プログラム自体の本質的同等性の相互認証による建築教育のモビリティ増進を主眼としているが、認定の対象となる建築教育は資格システムの教育要件としてその相互の国際的な信用性の一部となるため、今後キャンベラ協定の加盟機関がアジアで増加する過程では、国際通用性のある教育プログラムが少ないことにより、日本の設計者が実務上の不利益を被ったり、国際的に孤立したりすることも懸念される。また、日本に留学した学生が自国に戻ってアーキテクト資格の取得を目指す場合、日本の教育機関で受けた建築教育が十分に認められないという実害も既に生じている。

今後、国際的な信用性を増進するための対応方策が検討される際には、その教育要件の一部として、UNESCO-UIA 建築教育憲章への準拠を位置付けるなど、キャンベラ協定との整合性を高

---

を踏まえて、就職活動の早期化と長期化と建築士試験の受験機会の早期化の複合による大学院教育の空洞化、および、それによって生じる諸問題については、全国建築系大学教育連絡協議会が実施したアンケート調査結果からも指摘されており、同会総会やシンポジウム等でも、この問題を憂慮する意見が多く出されている。

注10) 2018 年の建築士法改正を受けて、日本建築学会が 2019 年 5 月 13 日に発出した「改正建築士法施行に向けた日本建築学会からの意見」においては、前回の改正では見送られた 2 次試験 (建築製図の試験) の改善の方向性について、全建教に設置した「建築士資格制度検討小委員会」の中間取りまとめを受けて取りまとめた意見を表明している。

注11) キャンベラ協定には現在 8 の国と地域において、UNESCO/UIA 建築教育憲章に準拠した建築教育の教育認証を行う機関が加盟し、傘下で 400 以上の教育プログラムの本質的同等性を相互認証することで、建築教育の信用性を伴うモビリティ増進の基盤を成している。日本では、一級建築士の教育要件に準拠した教育課程を提供する大学等で構成されている全国建築系大学教育連絡協議会の会員数は現在 220 校であるが、JABEE 建築系学士修士認定の認定プログラムは 2024 年 9 月 1 日現在まだ 5 校に留まっている。

め、日本の建築教育の国際通用性の向上を図るための方策を検討すべきである。また、現状でも、JABEE の認定基準（分野別の個別基準）において、一級建築士の教育要件や実務要件との関係は一定程度位置付けられているが、今後の改訂に向けては、アーキテクト資格システムにおける教育要件としての整合性を高め、その位置付けを明確にできるように検討を進めていくことが重要である。また、合わせて、時代のニーズに合った建築分野で必要とされる専門的知識や技術、それらを応用する能力が、知識・能力観点（Graduate Attributes）などに、より適切に反映されるように検討を進めていくことが重要である<sup>注12)</sup>。

## 6. 国際協定傘下の教育プログラム修了生の資格制度における扱いについて

UNESCO-UIA 建築教育憲章に準拠した建築教育の本質的同等性の実装については、同憲章が「建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定」に関わる建築教育のガイドラインとして立案されたという経緯からも、キャンベラ協定の中間会議や総会等で、資格システムにおける若手職能人材の育成過程でのメリットに関わる議論が進んでいる。教育プログラムの在学生の国際的なモビリティについては、キャンベラ協定加盟機関の認定プログラム間の本質的同等性の相互認証により、質保証を伴う信用性の基盤が築かれ、国際的なモビリティの増進が図られている。一方で、認定プログラム修了生が国や地域のボーダーを超えて他の資格システムに移動した場合の扱いについても、各々の資格システムに異同があることを前提に、国際的に本質的同等性を実装するための議論が進んでいる<sup>注13)</sup>。

今後の国際化が進んでいく中では、国や地域のボーダーを超えて教育や実務経験等を積むことにより若手人材の育成が適切に実現することは、日本の建築界（建設業および建築設計業）が国際的な競争力を持ち続けるためにも重要な事項である。よって、一級建築士制度に関わる扱いについても、今後、国際的な信用性を増進するための対応方策が検討される場合も含めて、その制度の特性を維持した上で、修了生が国や地域のボーダーを超えて移動する際に適切な機会が相互に付与され、対外的に説明可能なかたちで対応が図られるよう関係機関間での協議を進めるべきである。

以 上

### 参考文献：

1. 建築業協会五十年史、社団法人建築業協会、2009. 5
2. 建築士法英訳（2024年1月版）：<http://www.jaeic.or.jp/english/Act20240122.pdf>
3. 建築士制度の概要：<http://www.jaeic.or.jp/english/20240123Kenchikushi.pdf>
4. 建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定

注12) 日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施している教育プログラムの認定審査や、JABEE が正式加盟しているキャンベラ協定の加盟機関の審査などでは、教育者と実務者の双方を審査員として審査団を構成して実施する仕組みとなっており、このような仕組みによる効果をより実質化することで、専門的知識・能力に関する相互の確認や、関係諸団体間の連携強化が増進されることも重要と考えられる。

注13) 日本技術者教育認定機構(JABEE)が正式加盟しているエンジニアリング分野の教育に関わる国際協定ワシントン協定においても、在学生及び修了生のモビリティに関わる同様の議論がなされてきた。修了生扱いに関する本質的同等性を実装については、2022年1月の技術士分科会制度特別委員会で、技術士等の資格に関する特例として、「ワシントン協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了生に対しても、技術士法第31条の2第2号に基づく、技術士等の資格に関する特例を適用することとなった。」ため、その国際的なモビリティの増進に向けて対外的にも説明可能なかたちで対応が図られることとなった。

(The UIA Accord on International Standards of Professionalism in Architectural Practice) :  
[https://www.uia-architectes.org/wp-content/uploads/2022/03/uia\\_accord\\_\\_updated\\_2017.pdf](https://www.uia-architectes.org/wp-content/uploads/2022/03/uia_accord__updated_2017.pdf)

5. UNESCO-UIA 建築教育憲章 (2023 年 7 月版) :  
[https://www.uia-architectes.org/wp-content/uploads/2023/08/FINAL\\_UNESCO-UIA\\_CHARTER2023.pdf](https://www.uia-architectes.org/wp-content/uploads/2023/08/FINAL_UNESCO-UIA_CHARTER2023.pdf)
6. キャンベラ協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了生の扱い (各正式加盟団体の概要説明の下部の Implementation Process を参照) : <https://canberraaccord.org/signatories>
7. ワシントン協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了生の扱い  
“For the Washington Accord Graduates whose Degree Were Obtained Outside of Japan”  
[https://jabee.org/en/international\\_relations/washington\\_accord](https://jabee.org/en/international_relations/washington_accord)
8. 改正建築士法施行に向けた日本建築学会からの意見  
<https://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2019/08kenchikushi.pdf>

**産学連携建築教育懇談会委員名簿 :**

**(公社) 日本建築士会連合会**

上原 伸一 (神奈川県建築士会会長、(有)上原建築設計事務所 代表取締役)

櫻井 泰行 (日本建築士会連合会国際委員長、(有)タイコー 一級建築士事務所 代表取締役)

**(一社) 日本建築士事務所協会連合会**

脇 宗一郎 (東京都建築士事務所協会副会長、(株)安井建築設計 事務所東京事務所プロジェクト・  
マネジメント部長)

**(公社) 日本建築家協会**

藤沼 傑 (UIA 建築家職能 PPC 委員、ARCASIA 建築家職能 ACPP 委員、ウイスト建築設計)

**(一社) 日本建設業連合会**

柴田淳一郎 (日本建設業連合会建築設計委員会設計企画部会長、(株)大林組 設計本部本部長室担当部長)

**(一社) 日本建築学会**

田辺 新一 (全国建築系大学教育連絡協議会会長、日本建築学会会長、早稲田大学教授) (~2023 年 5 月)

竹内 徹 (全国建築系大学教育連絡協議会会長、日本建築学会会長、東京科学大学教授) (2023 年 6 月~)

田中 友章 (全国建築系大学教育連絡協議会運営委員長、建築教育の国際通用性に関わる戦略小委員会  
主査、明治大学教授)

柳澤 要 (建築教育の国際通用性に関わる戦略小委員会幹事、UIA 教育委員会委員、千葉大学教授)

**産学連携建築教育懇談会開催日一覧 :**

2023 年 4 月 12 日	第 1 回	産学連携建築教育懇談会
2023 年 7 月 20 日	第 2 回	産学連携建築教育懇談会
2023 年 10 月 25 日	第 3 回	産学連携建築教育懇談会
2024 年 2 月 6 日	第 4 回	産学連携建築教育懇談会
2024 年 4 月 2 日	第 5 回	産学連携建築教育懇談会
2024 年 6 月 19 日	第 6 回	産学連携建築教育懇談会
2024 年 11 月 12 日	第 7 回	産学連携建築教育懇談会
2025 年 1 月 15 日	第 8 回	産学連携建築教育懇談会